

教育班便り

9月

【学校教育の指導の重点】

- 重点1 豊かな心と健やかな体の育成
- 重点2 確かな学力の育成
- 重点3 家庭・地域と連携・協働した
創意ある学校づくりの推進

日頃より新型コロナウイルス感染症対策や熱中症対策などを行いながら、教育活動を進めていただいていることに感謝申し上げます。また、これまで管内の先生方に御協力いただき、充実した研修会を開催することができたこと、重ねて感謝申し上げます。今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から昨年度は中止とし、2年振りの開催となった研修会について紹介します。

特別支援教育研修会(6/1)

通常学級における特別支援教育の指導について、管内学力向上指導員より「通常の学級で行う特別支援教育」と題してお話をいただきました。また、当教育事務所の指導主事による、UDや合理的配慮の視点で作る授業づくりに係る講義も行いました。受講生からは、「変容を見取っていくことの大切さを講義の中で学んだ。」「自分の視点とは違うものを耳にして新たな糸口をつかめた。」などの声が聞かれました。また情報交換の中では、「同じ悩みを持つ先生方が意見交換をすることで、目の前にいる子供に対する手立てを考えることができた。」という声が聞かれました。



講師等研修会(6/10)

学習指導・生徒指導について、実践的指導力の向上を図るために、当教育事務所指導主事による、授業づくりと学級経営についての講義を行いました。また分科会では、算数、理科、社会、特別支援教育において各学力向上指導員から、受講生の課題解決に向け、実践を基にしたお話をいただき、充実した時間になりました。

受講生からは、「子供たちへの接し方や授業づくりで心掛けていることなどたくさんの意見を聞くことができた。自分の考えを見直す機会となった。」などの声が聞かれました。



気仙沼圏域安全教育総合推進ネットワーク会議(6/28)

各市町の消防署、警察署、防災担当課、教育委員会、小中学校、宮城県教育庁保健体育安全課の方々に参加していただきました。宮城県の安全教育の推進、防災・減災について、学校と消防とが連携した防災教育、交通安全、防犯に係る現状などについて共通理解を図り、情報交換を行いました。



た。参加され方からは、「関係者が一堂に会して話し合うことができてよかった。」「連携に関するイメージを膨らますことができた。」などの声が聞かれました。各地で豪雨等による水災害が発生しております。様々な状況を想定しながら「命を守る行動」を優先していただければと思います。

小・中学校教育課程地区協議会（8/3, 4）

新型コロナウイルス感染症対策を施しながら、午前中に全体会をはまなすホールで行い、午後は、本吉公民館と気仙沼市立津谷中学校に会場を分け、各教科等の部会を行いました。7月21日に宮城県総合教育センターで行われた小・中学校教育課程協議会に参加された先生方から、「学習指導要領の全面実施に係る課題」「各教科等の特質を踏まえた1人1台端末の効果的な活用」について中心に説明され、各分科会で内容の確認を行いました。



会場を提供していただいた気仙沼市立津谷中学校の小野寺校長先生をはじめとする職員の皆様、講師や司会、記録にご協力いただいた先生方に感謝申し上げます。

お知らせ

宮城県教育庁義務教育課のホームページに、「不登校児童生徒の支援の在り方について」「教育確保法について」のリーフレットが掲載されました。内容を確認いただき、不登校児童生徒の支援等にご活用ください。

不登校への支援
～ 未然防止・初期対応・自立支援 ～

不登校児童生徒への支援の在り方について

不登校支援は、不登校に関する正しい情報や知識を得た上で、早期に適切な対応をすることが重要です。学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、不登校に対する正しい認識を持ち、取組の一層の充実や改善に役立てられるよう、この資料を改訂しました。

宮城県教育委員会
令和3年8月

令和2年3月に発表されたリーフレットから、調査結果が更新されています。

教育確保法の基本理念等が分かりやすく解説されています。

不登校児童生徒への支援等に関する法律
「教育機会確保法」をご紹介します。
～全ての児童生徒に対する教育機会の確保が求められています～

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（いわゆる教育機会確保法）」が平成28年12月14日に公布されています。本リーフレットでは、教育機会確保法の基本理念や基本方針の趣旨等をご紹介します。

5つの基本理念

1. 全ての児童生徒が安心して教育を受けられる学校の環境の確保
2. 不登校児童生徒の積極的な学習活動を促すための対応の充実
3. 不登校児童生徒が安心して教育を受けられる学校の環境の整備
4. 年齢、国籍にかかわらず能力に応じた教育機会の確保
5. 国、地方公共団体、民間の団体等との連携

学校以外の場で行う
多様な適切な学習活動の重要性を規定

不登校児童生徒への支援 訪問中等学校の設置

宮城県教育委員会 令和3年8月

